

9. その他の制度について

13) 障がいのある方に関するマーク

障がいのある方に関するマークは、主に次のようなものがあります。皆様にご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

種類	内容
国際シンボルマーク 	障がいのある方が容易に利用できる建物、施設であることを明確に示す世界共通のシンボルマークです。 なお、このマークは、すべての障がいのある方を対象としたもので、とくに車イスを利用する障がいのある方を限定し使用されるものではありません。
身体障害者標識 (障害者マーク) 	肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する自動車に貼る標識で、その障害が自動車の運転に影響を及ぼすおそれがあるときは、この標識を表示して運転するよう努めなければなりません。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法により罰せられます。
聴覚障害者標識 	聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。 危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。
聴覚障害者シンボルマーク (国際マーク) 	このマークは、世界ろう連盟(WFD)が定めた世界共通の国際シンボルマークです。 定期刊行物やポスター、ろう者が通訳その他のサービスを受けられる場所でも使用されています。
聴覚障害者シンボルマーク (国内マーク) 	聴覚障がいある方であることを表す国内で使用されているマークです。 聴覚障がいある方は、見た目には分からないために、誤解されたりするなど、社会生活をするうえで心配が少なくありません。 預金通帳や診察券などにこのマークが貼付されたり、マークを表示された場合は、「大きな声ではっきり話す」「筆談をする」などご協力をお願いします。
盲人のための国際シンボルマーク 	視覚障害者の安全やバリアフリーを考慮した建物・設備・機器などにつけられている世界共通のマークで、青地に白で視覚障害者が右手に白杖を持って歩く姿をデザイン化しています。 信号機や音声案内装置、国際点字郵便物、書籍・印刷物などに、設置・添付されています。 マークを見かけた際には、視覚障害者の方へのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。
ほじょ犬マーク	補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)同伴の啓発のためのマークです。 「身体障害者補助犬法」が施行され、現在では公共の施設や交通機関はもちろ

	<p>ん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも補助犬が同伴できるようになりました。 このマークを見かけたり、補助犬を連れている方を見かけた場合は、ご理解・ご協力をお願いいたします。</p>
<p>オストメイトマーク</p> 	<p>人工肛門・人工膀胱を使用している方(オストメイト)のための設備があることを表しています。 オストメイト対応トイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。</p>
<p>ハートプラスマーク</p> 	<p>身体内部に障がいを持つ人」を表すマークです。 内部障がいをもつ方は、外見からは障害があることが分かりにくいいため、電車の優先席を使用するときなどで誤解を受けたり、必要な手助けを受けられなかったりすることがあります。 みなさまにも、「身体内部に障がいを持つ方」に対してのご理解・ご配慮と、ハート・プラスマークの普及活動についてご協力をお願いいたします。</p>